

事 務 連 絡

平成26年3月6日

関係地方公共団体

防災集団移転促進事業担当部局の長 殿

国土交通省都市局都市安全課長

東日本大震災の被災地において防災集団移転促進事業により取得した
移転促進区域内の土地の使用及び貸付けについて

復興交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産を復興交付金事業を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等（以下「財産処分」という。）については、東日本大震災復興交付金基金交付要綱（平成24年1月16日付け国官会第2412号）附属第三編第5章の規定による財産処分の手続きが必要とされております。

一方、事業主体である市町村が防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地については、その土地に災害防止上不適切な建築物が建築されないよう当該移転促進区域を災害危険区域に指定した上で継続して保有するのであれば、その市町村が使用し、又は貸し付けることは上記の復興交付金基金への交付金の交付の目的に反するものではないと解釈しておりますので念のためその旨お知らせします。

なお、復興交付金により取得した土地であることから、その使用又は貸付けについてはできる限り被災地の復興に資するものとなるよう、貴職よりあわせて貴管下の関係市町村における防災集団移転促進事業担当部局にもご周知ください。